

第25回 運営協議会会議録

日時：令和3年8月3日（火）13:55～

場所：天理市役所 4階特別会議室

出席者：首長8人（欠席：[REDACTED]・[REDACTED]

組合事務局4名（局長・次長・課長・補佐）

局長：それでは皆さんこんにちは。少し早いですけれども、皆さんお前にでございますので第25回運営協議会を始めさせていただきます。本日は[REDACTED]と[REDACTED]欠席となっております。まず始めに並河管理者よりご挨拶申し上げます。

管理者：改めましてこんにちは。大変お忙しい中、運営協議会開催させていただいてご参集いただきまして誠にありがとうございます。早いもので第25回という事で、私も驚いておるんですが、ある意味切りのいい数字のところで、ようやく仕切り直しの焼却施設に関して、最優秀提案者の方も決定をさせていただいたという事で、議会の方を速やかに開いて、着実に進捗ができるようにというふうに考えております。今日はその議案に係る案件その他あるいは新施設が稼働するまでの各市町村間の支え合いのところも含めて議論できたらというふうに思っておりますので、慎重なご審議をよろしくお願いを申し上げます。

局長：ありがとうございました。それでは議事に入ります前に資料の確認をお願いしたいと思います。本日の会議次第1枚とあとちょっと資料たくさんございますので、1番から111ページまでの1冊のものにまとめさせていただきました資料でございます。ございますでしょうか。それでは議事に従いまして進行の方、管理者よろしくお願いします。

管理者：すみません、それでは議事のとおり進めまいります。最初に令和3年第2回の組合議会定例会についてという事で、補正予算案と条例改正案、請負契約こちら一括でよろしいですかね。じゃあ事務局から説明お願いします。

次長：説明させていただきます。着座にて失礼いたします。まず令和3年8月30日に予定しております令和3年第2回組合議会定例会の議案についてご説明させていただきます。1ページにございます議案一覧表をご覧ください。まず項目のみご説明させていただきまして、内容の詳細につきましては、後程ご説明させていただきます。まず組合議会議長及び副議長の選挙案でございます。そして議会選出の組合監査委員の選任についての同意案を提出させていただきます。今年度は建制順により[REDACTED]選出議員にお願いしたいと考えております。次に議案でございますが、議案第3号予算案として、令和3年度一般会計補正予算（第1号）を提出させていただきます。次に議案第4号から第7号までについて、条例案を提出させていただきます。次に議案第8号として、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約についてを提出させていただきます。最後に認定案として「令和2年度歳入歳出決算認定について」を提出いたします。令和3年第2回定例会の議事については以

上の内容を予定しております。それでは議案第3号、一般会計補正予算（第1号）からご説明いたします。今回の一般会計補正予算（第1号）の内容は2点ございまして、まず令和2年度の執行残返還金として関係市町村に負担金をお返しするための補正予算と、もう1点は平成29年度から積立てております周辺地区環境整備基金について、昨年度に交付要綱を作成した事から今年度よりこの基金を活用した事業を実施する事になりました。今回は5件の事業要望が提出されており、その事業を実施するために必要な予算を基金から一般会計に繰入れるものでございます。それでは2ページをご覧ください。令和3年度山辺・県北西部広域環境衛生組合の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるものでございます。

（歳入歳出予算の補正） 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,335万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億684万1,000円と定めるものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出補正予算」によるものでございます。それでは歳出からご説明申し上げますので7ページをご覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財政管理費、補正前の額1億1,696万5,000円、補正額1億3,484万円、補正後の額が2億5,180万5,000円でございます。こちらの内容は周辺地区環境整備基金から一般会計に繰り入れるものでございます。続きまして3款、事業費、1項、清掃費、1目、焼却費、補正前の額6,191万3,000円、補正額845万9,000円、補正後の額が7,037万2,000円、次に2目、粗大・リサイクル費、補正前の額8,401万6,000円、補正額5万3,000円、補正後の額が8,406万9,000円でございます。これは後程認定案第1号、一般会計歳入歳出決算書のところでご説明いたしますが、令和2年度予算の執行残額が2,402万2,418円であった事から、その2分の1を財政調整基金に積上げ、残りの半分を執行残による返還金として関係市町村に返還するために行う補正予算でございます。続きまして歳入についてご説明申し上げますので、5ページをご覧ください。4款、繰入金、1項、基金繰入金、2目、周辺地区環境整備基金繰入金、補正前の額0円、補正額及び補正後の額1億3,484万円でございます。続きまして5款、1項、1目繰越金、補正前の額350万円、補正後851万2,000円、補正後の額1,201万2,000円でございます。一般会計補正予算（第1号）の説明につきましては以上でございます。それではここで今回の補正予算にございまして周辺地区環境整備基金に係る事業内容についてご説明いたしますので、10ページをご覧下さい。令和3年4月の申請期間において5件の申請書が提出されました。申請額及び申請内容につきましては、こちらに記載のとおりでございます。なお申請書に添付されておりました見積書の価格につきましては、市場価格と大きく相違ないことを事務局において確認させていただいております。申請額の合計が1億1,237万円となり、交付要綱では申請額の20%増までは変更申請を認めている事から20%を増しました1億3,484万円を補正予算として計上させていただいております。11ページ以降に提出されました実施計画書を添付しておりますので、またご確認いただければと思います。周辺地区環境整備基金の申請に係る説明は以上でございます。続きまして条例案についてご説明いたします。

局長：管理者すみません、ここでちょっと確認をいただけたらと思います。

管理者：そうですかね、じゃあまずこの補正予算案のところまでご質問ご意見があればお伺いをいたしますが、いかがでございましょうか。

■■■■■：異議なし。

管理者：無いですか。この基金なんですけども、ずっと綱引きが地元の間でも続いておったんですが、大きな小学校区は2つございまして、その内の1つの小学校区の方で区長と土地改良区とか関係者全員が覚書を判ついて作って、上限額をお互いに決め合はったんです。その上限額の範囲の中では第1陣で出してこられたのがこの額でありまして、さっき事務局の方から2割増しまでは増減もあり得るという事で予算組んでますけど、もちろん特に工事額とか増加しなければ執行のとこでそこは絞っていく形で考えております。今、■■■■■から特に異議はというご発言ございました。他皆様ご質問とか大丈夫でしょうか。よろしいですか。

：大変ここは苦労されたと思います。でもおかげ様で地元の方々を●いただいたんで、私達はそれについてお礼を言うしかできないので。

管理者：いえいえ、とにかくここでややこしい事になら絶対あかんので、見積書なんかは厳選に取れという事で、一定額を超えたたら相見も必ず取ってくれという事でやっておりますので。では次の説明をよろしくお願ひします。

次長：続きまして条例案についてご説明いたします。20ページをご覧ください。まず議案第4号、山辺・県北西部広域環境衛生組合監査委員に関する条例の一部改正についてでございます。23ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正はこの条例の第7条に定める「健全化判断比率等及び資金不足比率等の審査」の条文を削除するものでございます。この条文は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条第1項」の規定に基づき実施するものとして条文化されておりますが、この法律は一部事務組合等の特別地方公共団体は対象とはしておらず、当該組合は実施する必要のないものである事から、この第7条を削除する改正をしようとするものでございます。次に24ページから34ページにございます議案第5号から議案第7号までの3つの条例の一部改正についてご説明いたします。これら3つの条例の内容につきましては、組合議員及び管理者・副管理者並びに理事の皆様の旅費に関する条例となります。これらは公務で出張する場合に現在の条例の規定では一般職の職員の旅費相当額が適用されるという内容になっている事から、これを特別職の職員の旅費相当額が適用できるように改正しようとするものでございます。新旧対照表をそれぞれ添付しておりますので、またご確認いただければと思います。続きまして議案第8号、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事請負契約について説明させていただきます。36ページをご覧ください。今回落札事業者が決定した事から、請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付議すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるという内容でございます。当初計画では9月の臨時議会での議決を予

定しておりましたが、仮契約が早く締結できる事となつたため、本定例会で議決をいただく事になりました。本議案の議決に加えまして、落札事業者の決定及び本施設の建設に向けた進捗を合わせてご説明いたします。37ページをご覧ください。こちらが落札事業者決定の（答申）でございます。また38から47ページまでが審査結果報告書でございます。なお応募者は1社でございました。この答申を受けまして、落札事業者を決定し同月16日に落札事業者の公表を行っております。続きまして48ページですが、新ごみ処理施設整備に係る事業契約につきまして先程ご報告させていただきました本事業の落札者は「[REDACTED]」に決定し、落札額は消費税込みで429億8,800万円でございます。現在は落札者との契約に先立ち、7月19日付けで基本協定を締結し、事業契約に係る仮契約手続きを行っております。また下段に記載しております工程表が、落札者より提案を受けた現時点における整備事業工程表になります。設計期間は令和3年9月から令和4年8月、建設期間は令和4年9月から令和6年11月を予定しており、試運転期間を経て令和7年4月末の竣工を目指し進めてまいります。

局長：業者の方から出してきたペースになっております。これは1枚なんんですけどあと3枚ございまして、あとで説明しますけども今度の定例議会終わりましたら持って帰っていただくような形になってるんでよろしくお願ひします。

管理者：ちょうど南から見た具合ですかね。名阪の方から。

局長：そうですね。

管理者：左に見えてるのが[REDACTED]で、奥が白川ダムになります。

局長：荷物になりますけど、議会終わったらあとで担当者にお渡しします。

次長：ただいま局長申し上げましたように、このペースは8月30日に予定しております組合議会定例会終了後、各構成市町村に施設完成予想図をお渡しさせていただきます。随行される方に本庁舎正面玄関前でお渡しさせていただきます。次に49ページをご覧ください。先程もご説明いたしましたが、本施設整備に係る契約までのスケジュールにつきまして、一部の見直しがございます。表の中央に記載の「日程（当初計画）」が本事業入札公告時点におけるスケジュールでございまして、表の右にございます「日程（現在計画）」が現時点における変更スケジュールでございます。変更点につきまして、表中の内容に記載の「12 事業契約仮契約締結」の日程を令和3年8月下旬のところ令和3年8月上旬から中旬に短縮しております。これは当初計画では事業者がSPCの設立を行う場合を考慮し、必要となる特定事業仮契約の締結に係る事務手続き期間を含めておりましたが、落札者よりSPCの設立を行わないとする事業提案を受けたことから、申し上げました事務手続きが不要となり当初計画の短縮を図るものでございます。また仮契約締結日程の変更に伴い、表中の内容に記載の「13 契約本契約」の日程も同様に変更し、8月30日の定例議会議決をもって本

契約といたします。議案第8号に関係する説明は以上でございます。

管理者：ここまで何か皆様からご質問等ございますでしょうか。いかがでございましょう。旅費についてはほんとに議会も大体、正副、陳情の際に行っていただいて、前若干[]から指摘があったところがあつたんですけれども、もうきちんと条例上も合わせているという事であります。最優秀提案者についてはこないだ委員の委員長と副委員長お越しのときに初めてこう説明を受けて45ページのところに点表があつて、なんか意外に環境配慮とかが低い点数なんで、なんかよくなかったんでしょうかっていう事を聞いたりもしたんですけど、これは要求水準書のとおりだったら0点なんですね、言つてはったんは。

局長：だから要するに基礎審査点数にあとはプラスαの部分なので。

管理者：これは基本的にプラスの要素がどんだけあったのかというところで見ているので、別に決してあかん施設という事では決してないというご説明をいただきましたので、しっかりした施設になるんじゃないでしょうかというコメントは頂戴をいたしました。金額的には落札率とか皆さんにご説明してあるんでしたっけ。

局長：まだ、落札率96%ぐらいだったと思います。金額にすると15億ほど下がつてると。

管理者：15億ほど下がつたと。仕切り直しの以前からの幅でいうとどのくらい変わつたんでしょうね。

局長：金額ではちょっと、残土処理の分とコロナ対策の部分が上がりましたという事なんですが、ちょっと金額的には。

課長：金額は予定価格で約4億増額という事で以前調整しております。今回の結果では3億8,500万増額という事で決まっております。

管理者：今の点を含めまして何か皆様からご質問ご異議等ございませんでしょうか。[]特によろしいですか。

[]：落札率がね、どうなのかなっていう思いはもつてるねんけど。高いのか低いのかなかなか判断難しいので、低ければええのかっていうもんでもないし、仮に言えば99でもええのかという話にもなるんで、95例えば切つてるとか94やとかそこらぐらいがよかつたんかなという気がせんでもないんやけど。まあせやけどしゃーないわな。

管理者：相場観からするとちょっとだけ率としては高いかなという。

████████: ちょっと若干そんな気はせんないんやけど。

局長: やはり1社しか参加していないというところがございますので

████████: どうしても1社しか参加せんかったら高いんやろな。落札。うちちらでもちょっと高めやったしね。

████████: ただこの形を各市町村で持ち帰って自分のとこにあてはめた時に、これでよかつたねっていう数字が出てくると思うんですね。そうでなかつたらどういう方法とつたらええか議会に説明する時は、うちはそうしようとしてるんですよ。補助金もないという中で建設と運営費等、うちやつたら8%で負担率ですからそれにかけ合わせて議会に説明する時はそういう形で説明しようかなと

管理者: それぞれのごみ量に応じた負担率の中でやはりご説明いただくっていうのはすごく大事かなと思います。昔々に県がご試算いただいた広域化のスケールメリットからは数字が結構変わってる部分もあると思うんですけども、逆にスケールメリットって、今全体の金額が世の中が上がってるから、たぶん当時の試算よりはもし仮定でですけど、今までの7施設が全部更新されるとかっていうことと比べれば、相当あるんだというふうには思うんです。この際でございますんで忌憚のないご意見等、あるいは今後の議会説明とかですね、各市町村議会にご説明の際にちょっとこういう点を整理を予めしといてもろた方がっていうのがございましたらお承りしたいと思いますがいかがでございましょう。1点、前に意見書出してもらったじゃないですか、あれはだから今回の組合議会が終わって契約が終わったら各市町村議会でも共有いただいて大丈夫っていう仕切りにしたんでしたっけ。

課長: ████████とか████████の名前は今度のマテリアルが終わってから

管理者: ああそうか。

課長: はい、そこまでまだマル秘になっております。

管理者: それまでも名前を黒塗りにした状態だったらしいってことでご了承いただいてるんでしたね。

局長: そうですね、今回のエネに関してはね。

管理者: エネに関しては。だからエネルギーの要は1社だったじゃないかと、特に仕切り直しになつた中でなぜその基準を広げなかつたのかと、████████なんかきっと聞かれる可能性もあるのかなと思うんですけど。その時は黒塗りに名前だけはしてもらわないといかんけれども、こういう文書をいただいてみなさんで確認をした結果この条件でいったんですって

： いうのはお出しをいただいて大丈夫っていうことですね。

局 長： 大丈夫ですね。たぶんこの前その議論時にも黒塗りで出していただいて結構やって話はしてたと思いますから。

管理者： なんか各市町村議会だったりでつっこみがあつたりっていうのはございますか、その後。

： うちはないな。

管理者： 特に。それであれば肅々といたらいいのかなと思いますが、万一何か質問とかあった際には、きちんと答えていけるようにはしたいなと思ってますし、この間の審査も含めてですね、とにかくうちは厳重に公平性をもって、委員さんに全てを委ねて、私自身も答申を受ける時に忘れてたぐらいで、全く関わらないようにしてたもんですから、「あ、もうこれなんでしたっけ。」っていう感じだったんですけど。ではこの形で議会にお諮りしていくっていうことでご了承いただきよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。もう事故を起こさないようにくれぐれも、もう頼むでとほんまに。まだ会ってないんですけど。うちの天理市についてもあれですね、この議会終わって契約するまでは来るなって言ってるんですよね。

局 長： 事業者ですね？ 本契約終わってからということになります。

管理者： だから一旦今の時点では一切接触を断つておる状態でございます。では次。

次 長： 続きまして認定案第1号 令和2年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、57ページをご覧ください。

1款議会費、1項議会費、予算現額65万8千円、支出済額36万448円で不用額29万7,552円でございます。これはコロナウイルス感染症拡大の影響により国への陳情を中止したことから旅費が不要となったこと及び議会事務局職員の人事費負担金の関係によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額4億5,823万4千円、支出済額4億3,898万4,566円で不用額が1,924万9,434円でございます。この不用額は主に人件費であり、当初組合職員11名で予算計上しておりましたが、技術職員の増員が図られなかつたこと等によるものでございます。

3款事業費、1項清掃費、予算現額8,078万2千円、支出済額7,791万9,566円で不用額286万2,434円でございます。この不用額は業務委託料の入札差金等でございます。

4款予備費、1項予備費、予算現額182万9千円、支出済額0円で不用額182万9千円でございます。歳出合計、予算現額5億4,150万3千円、支出済額5億1,726万4,580円で不用額2,423万8,420円でございます。歳入につきましては、この後ご説明させていただ

きますが、歳入歳出差引残額は2,402万2,418円で、2分の1の1,201万1,209円を財政調整基金へ繰入れ、残りを各市町村にごみ量で按分して返還するものでございます。

続きまして1枚戻って頂きまして56ページの歳入をご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、予算現額3億1,500万円、調定額及び収入済額3億1,500万円でございます。これは各市町村でご負担いただいた負担金でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、予算現額760万2千円、調定額及び収入済額698万2千円で62万の減となっております。これにつきましては、国庫補助金の減額申請により発生したものでございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、予算現額2千円、調定額及び収入済額40万1,323円で39万9,323円の増でございます。これは周辺地区環境整備基金等の利子収入でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、予算現額1億9,688万円、調定額及び収入済額1億9,687万9,548万円で452円の減でございます。これは周辺地区環境整備基金について、平成29年度から天理市が組合に対して積み立ててきた基金の総額であり、今後天理市が負担する基金については天理市が独自に積み立てていくことになったことから、返還したものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、予算現額2,201万7千円、調定額及び収入済額2,201万6,678円で322円の減でございます。

6款諸収入、1項預金利子、予算現額千円、調定額及び収入済額7,449円で6,449円の増でございます。これは普通預金等の利子収入でございます。

2項雑入、予算現額千円、調定額及び収入済額0円で千円の減でございます。歳入合計、予算現額5億4,150万3千円、調定額及び収入済額5億4,128万6,998円で21万6,002円の減でございます。令和2年度一般会計歳入歳出決算認定の説明につきましては以上でございます。

管理者：はい、以上決算のご説明でありましたが何かご質問等ございますでしょうか。特にございませんでしたら、これで議会にお諮りするということでおろしいですか。ありがとうございます。では

次長：管理者、補足でよろしいでしょうか。資料といたしまして58ページから「決算に関する説明書」及び「財産に関する調書」、84ページから「主要な施策の成果」、94ページから「決算に係る監査委員からの意見書」を添付しておりますので、またご確認いただければと思います。議事（1）令和3年第2回組合議会定例会に関する説明は以上となります。8月30日の定例会にむけまして、8月17日より各市町村から選出いただいております組合議員に事務局から直接ご説明に回らせていただきます。その際に市町村長様分の議案一式をお届けさせていただきますので、議会当日にお持ちいただきますようよろしくお願ひいたします。以上でございます。

管理者：はい、ありがとうございます。そういうことでよろしゅうございますか。定例会については以上でございまして議事の2番目でございます、組合規約の改正についてを事務局か

ら説明お願ひします。

次 長：はい、では組合規約の改正について 106 ページをご覧ください。組合議員の任期について変更を行うために「組合規約」と「組合議員の任期に関する条例」の改廃を予定しています。まず 1. 改正の理由でございますが、組合の管理者及び副管理者の任期については、組合規約の第 10 条に「管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長の任期による。」と定められていることから、組合議員の任期につきましてもこれと同様に、「関係市町村の議会の議員としての任期」とするために改正を行うものでございます。これにより「組合議員の任期に関する条例」については、始期及び終期を定める必要がなくなることから、この条例を廃止させていただきます。3. 今後の予定としては、規約の改正につきましては各市町村の議会のご議決が必要となることから、各市町村のご担当者様に、各市町村の 9 月議会に議案として提出していただくようにお願いをしております。また、9 月議会のあと、皆様からの議案の議決書や協定書等の必要書類を県に提出し、11 月頃に知事承認を頂く予定をしております。②の条例の廃止手続きにつきましては、手都が順調に進めば、令和 3 年 11 月下旬頃に開催を予定しております令和 3 年第 1 回組合議会臨時会又は令和 4 年第 1 回組合議会定例会を予定しております。規約の改正に関する説明は以上です。

管理者：はい、ありがとうございます。各市町村によってだいたい同じ方かというところと、毎回違うところと色々かなと思いますけれども、この改正についてもし何かご質問ご意見ございましたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。特によろしいですか。ではこのとおりで、これは各市町村議会の方にもご迷惑をおかけする形になりますけども、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。それでは議事の 3 番目でございます、組合工事費に係る負担金についてを事務局からまず説明お願ひします。

次 長：事業費にかかる負担金の一時借入等についてご説明申し上げます。108 ページをご覧ください。令和 4 年度から建設工事を予定しておりますが、これに伴って負担金が高額となつてまいります。今後各市町村が負担金をご準備いただくに際しまして、起債や一時借入、財政調整基金の取り崩し等が必要となってくることから、参考にエネルギー回収型廃棄物処理施設建設に係る事業費について、想定される年割の案についてお示しさせていただきます。1. 支払シミュレーション（概算）にエネルギー回収型廃棄物処理施設の参考内訳価格としてまとめております。あくまで概算となりますので、今後金額及び年割については事業の進捗に伴い変わってまいりますので、参考程度にご覧いただきたいと思います。参考内訳価格として総事業費を 243 億円とし、現段階で想定される年割で試算しますと、③のような事業費の割り振りが想定されます。実際には令和 4 年度から事業費の負担が始まますが、1 番高額となります令和 6 年度を例にとって④に一覧表を作成しております。各市町村の令和 6 年度における負担金の詳細は表のとおりとなります。裏面をご覧ください。一覧表の金額を作成する際にも利用しておりますが、事務局の考え方をまとめおります。まず①でございますが、前払金の関係になります。例年同様、負担額を四半期均等に分けた場合には、4 月時点では年間負担額の 25% となり、前払いに必要な 40% には届か

ないことから、組合としては支払いシミュレーション（概算）の表に示す内訳で、1期目に40%、各2～4期を20%の割合で、負担金の請求を考えております。続きまして②でございますが、負担金の納付については、これまでどおり「設立に伴う協定書」に基づき、4月、7月、10月、1月に納付していただく必要がございますが、起債による資金の調達は事業費が確定する年度末3月以降になることを踏まえますと、年度当初の4月時点では起債による資金調達は難しいことが想定され、一時借入や財政調整基金の取り崩し等により、年間の負担額のご準備をお願いいたします。

ここで一時借入についてですが、今ご説明しましたように、組合といいたしましては4月の1期目に40%の負担金、そして4期目の1月末までには年間の負担金全額を納付していただきたいと考えていることから、仮に組合で一時借入を行った場合、当然金利分を含めた額について皆様にご負担をお願いすることになりますが、もし組合への負担金に財政調整基金を充てようと考えておられる市町村があれば、その市町村に対して不必要的金利負担を求めることになり、また4月の前払金を含め1月までに負担金全額を準備するとなりますと、起債をあてにすることは困難であることから、組合に負担金を納めるために、各市町村でも一時借入をする必要が発生し、二重に金利を負担するような事態も発生しかねないことから、組合での一時借入は行わず、各市町村において一時借入をお願いしたいと考えております。

続きまして③でございますが、先程からお示ししております建設に係る事業費に係る負担金には、循環型社会形成推進交付金は反映しておりません。交付金の交付時期は、年度末以降、出納整理期間となるため事業者への支払いの関係から、一旦必要となる年度の負担金は全て集めさせていただき、交付金は組合が受領後、出納整理期間中に各市町村に返還させていただきます。建設事業費に係る一時借入等についての説明は以上です。

管理者：はい、ありがとうございます。以前にそれぞれの市町村でという部分を過疎債一部お使いになる自治体もあることから、整理をさせていただいたわけでございまして、各財政当局の方でこれをもとにご準備いただくというお手間をおかけしますが、何かこの点についてご質問等ございますでしょうか。一気に令和5年から6年と高額になっておりますので。この点はよろしいでしょうか。

局長：これにつきましては担当職員と財政担当の職員さんも来ていただいてご説明させていただく機会を設けようと思っておりますんで、よろしくお願いします。

管理者：総務省に行ったときに、色々起債についてまとめて皆でお願いしてるじゃないですか。それはだから引き続きやっていくっていうことですよね。公金の分からの起債にしてくれとかなんか色々自治財政局に行った時に言ってるような気がするんですけど。

局長：それはたぶん天理市の財政と一緒に。

管理者：そうか、私がごっちゃになってる。

局長：ちょっとあんまり詳しくないんで。

管理者：失礼しました。うちが起債にいくときなんかは結構まとめてこの辺にいっふんに組合事業の関係でお借りするかたちになると思うのでということは言っておりますが、又できるだけ金利等についても有利な扱いを受けられるように取り組んでいく必要があると思います。詳しくはまた各財政課の方お招きしてということで進めたいと思います。それでは次のその他事項でございますが、組合議会の開催及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る進捗についてということで、事務局から説明お願いします。

課長：それでは説明させていただきます。110ページのA3の資料ご覧いただけますか。まず議事(4)その他の「新ごみ処理施設建設に係る組合議会の開催及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る進捗」につきまして、3点ご報告いたしたいと思います。まず1点目といたしまして、組合議会の開催でございます。右上に口で囲ってあるところに書いてあるんですけども、契約までの組合議会のスケジュールにつきまして、表中に記載の「組合議会 開催予定時期・主な議事」に当初計画からの変更箇所を見え消しで表記しております。変更点につきまして、表中に記載の「4. 令和3年8月中旬定例議会 議事、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業における事業費補正予算議決」とあるところ、開催時期を「令和3年8月30日」に議事内容を「事業者本契約議決」に変更し、それに伴いまして、「5. 令和3年9月下旬 臨時議会 議事 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業における事業者本契約議決」を削除しております。これは当初計画では、事業者の事業提案により、本年度の事業執行分に対する費用を求められた場合に、当該一般会計予算が不足することから、補正予算議決として組合議会の実施を予定しておりましたが、落札者より当該費用の請求を行わない事業提案を受けたことにより、申し上げました議決審議が不要となったこと、かつ先程申し上げましたSPCの設立を行わないことによる仮契約締結日程の短縮を合わせまして、当初計画から変更するものでございます。また表中に記載の「5. 令和3年10月下旬 臨時議会 議事 マテリアルリサイクル推進施設整備事業における事業費補正予算議決」及び「6. 令和3年12月上旬 臨時議会 議事 マテリアルリサイクル推進施設整備事業における事業者本契約議決」につきましても、当該事業落札者の事業提案によっては、今回と同様に変更となる場合がございます。その際は変更のご連絡を行い、臨時議会実施日時の調整を行う予定といたします。

2点目といたしまして、マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業の進捗をご報告いたします。現在は事業者より提出された事業提案書の審査事務を行っております。今後は同じく110ページ下段工程表のとおり、9月22日に落札者の決定を行い、先程申し上げました変更がなければ、10月上旬に基本協定の締結、11月上旬に事業契約の仮契約締結、12月上旬に事業契約の本契約締結を目指し進めてまいります。

3点目といたしまして、マテリアルリサイクル推進施設事業用地に隣接する民家1軒の移転補償の進捗をご報告いたします。地権者様と協議の結果、5月7日付けで移転補償契約を締結いたしました。契約金額は消費税込みで3,507万1,800円となり、昨年度ご報告い

たしました移転費用算定額と同額でございます。契約期間は12月7日までとし、契約期間中に建物、工作物等の除去及び移転を行うものでございます。

管理者：資料4はまた別のすみません、別件です。

課長：今申しました移転補償は資料4の緑の丸つけてないところです。赤い線で囲まれてるとこ。ぱちよつとう出てるところの移転補償の説明をさせていただきました。

管理者：まずはここまで今後の進捗、特にマテの施設の方ですけども何かご質問等ございますでしょうか。よろしくございますか。ではこういうかたちで着実に進めていきたいと思いますが、続けてこの資料4の別件の賃借のところ、

課長：すみません、続きまして、111ページをご覧下さい。「議事(4)その他」の「マテリアルリサイクル推進施設用地の賃借」につきまして、111ページの内容をもとにご協議をお願いいたします。先日マテリアルリサイクル推進施設事業用地の一部を賃借契約している地権者より、①、資料4の上の図なんですが、緑で囲ってるところなんすけども、賃借希望の申し入れがありました。ただ事務局の一存では受諾できないため、検討を行いました後日回答するといったしました。また先程ご報告いたしました移転補償対象者とは違いまして、河岸浸食に伴う影響を受けにくい場所、全くこう南東の端っここのところですので、賃借する場合につきましては地権者の負担にて建築物及び工作物の除却を行う必要がある旨を合わせて伝えております。事務局といたしましては、現在事業用地として賃借をしていること、当該地に建築物等がない場合の利便性の向上、将来景観に影響を与えるかねない建築物等の設置を防ぐ等の観点から、当該地を賃借することに差支えがないと考えております。これらを踏まえまして、本件のご協議をお願いいたしたいと思います。

管理者：一番南東にあたるところなんですけども、持つてはる方が今マテの用地を借りている地権者さんのおひとりなんですね、その方がこの実費で倉庫をつぶすからまとめてここだけあっても仕方ないんで借りてくれということでありまして、ややこしいところがなんか今後こういうところを押さえにきてもあれですし、年8万5,800円というぐらいの額なんで、特にだから賃料以外はいらないってことですね？

局長：もちろんそうですね、本人が解体して更地にするんで土地を借りてくれという要望です。

管理者：でまあ率直に、ですから他の部分を借りている地権者さんなもんですからあんまりつれない対応もいかがっていうところもございまして、いかがでございましょうか。

：かまへんの違います？

管理者：そうですか。

：逆に将来、このピッとしたもんやけどこれあることによって色々な問題が生じる可能性も出てくるん違うんかな。

管理者：一番いらんのは今の地権者さんが例えば代替わりしてこうややこしそうなところが押さえられて色々いちやもんをつけてこられるとか、そういう事業に迷惑かけられると一番いらんなあというのがあって、まあその保険も込々って感じでしょうか。

：せやけどそれを回避するために、それはもうこれでええと思いますわ。

局長：そしたらそういう形でちょっと。

：問題回避するためにこれはそういう申し入れがあったときに決着しとくっていうのがええと思いますわ。

管理者：だから、これ解体してから契約、いつするの？

局長：当然解体してもろて更地になってからの話です。

管理者：わざわざここだけのために補正予算組まんで、来年度からとかでいい？

局長：当然そういう思いをもってます。

：倉庫？

局長：倉庫です。

管理者：あんまり使ってないんですよね、今。この倉庫。

局長：たぶんそんな頻繁に使っておられないと思いますね。あれ、_____は借地料は来年からやな。だからこの前移転補償の部分の借地も来年になりますんでそれと同じ時期にということで。

管理者：だからこないだの移転補償のところとこの部分の借地料だけが、来年度予算からちょっと変わってきますよということでございます。そういう方向性で、では協議させていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

：これが移転補償の●やな。

管理者：そうです、はい。それではその他事項でございますけれども、この機会に何か皆様からございましたらお伺いをいたしますが。まずいかがでございましょう。

■■■■■：お願ひがありまして。私どもの施設が来年3月19日をもって地元との協定で操業停止ということになりまして、その後は■■■■■にほとんどお願ひすることにしてるんですけども、できれば少しでも助けていただけるところがあれば、お願ひしたいなと思います。ただ収集車車両をそのまま施設の方へお願ひするとなれば、と書いてある収集車が市町村外を走りますんで、色々とハレーションも起こるかと思いますねんけど、そういったところ、検討いただいてお請けいただけるとなれば担当が相談によせていただくという形でお願いできたらなど。ちょっとひとつ一部でも助けていただけたら。無料というわけでは、必要な費用はお支払いさせていただくということで。

管理者：今■■■■■からお話をございまして、なかなか■■■■■の人口規模となると1か所では難しい部分もあるのかなとは思うんです。

■■■■■：全量というわけでは。

管理者：なので■■■■■の方に持つていかれる分を少しでも削減されたいということで、実はうちの市は他の市町村様分もやらせていただいているところがあるので、本誌に関してはあとキャパの受け入れられるものについては、前向きに協議をさせていただこうかなというふうには思っておるんですけども、今日ここでお話をさせていただく理由というのがですね。この際なんで例えば五月雨式に出てくるよりも、新施設建設までに実は同じような事情を抱えておるというところがあれば、全体ちょっと聞き取らせていただいたうえで逆にその各市町村お持ちの今の現用施設の中で、うちはこんぐらいはいけますよっていうところがあったら、できるだけ公平に対応するというのもいいのかなというふうに思っておったんで、聞いていただきつつと。ですからうちも今回■■■■■の一部を受ければ、それで一旦キャパはいっぱいにはなりそうなんで、例えばこの後に他の類似の話が出てきた時には、ちょっとお請けするのは無理かなと思っておるんですけども。恐らく■■■■■はどうなんでしたっけ。もうすでに持つていいってから大丈夫で。他のところは、まずこの可燃の話ですけども、一応新施設まではお困りにはならないという理解でよろしいですかね。

局長：1年ほど遅れていますけども、そのへんの部分も含めて大丈夫であるかどうかっていうところなんんですけども。

管理者：逆に今のそれぞれ個別のご判断だと思うんですけど、うちがほんとは全部お請けできるいいんですけど、一部分しか無理なので、もし余裕があればお話を聞いていただけたらいいかなと思うんですが。

■■■■■：うちは検討する余地があります。

■：一旦持つて帰ります。それぐらいのキャバがあるか私わかつてないんで。

■：通行に関しては■大丈夫やと思ひますんで、あと■が一部かかるんで。たぶん第2浄化センターのところから、ずっと■のところ抜けて24号線出てもらうっていうのが一番■からたぶんそのルートになると思うので、一部■●通つてもらうのオッケーであれば、■はオッケーやと思ひますんで。

管理者：だから本市も24号線通つてきていただくのであれば、いいかなというふうに思つておるんで、ちょっとその■を通らないとでもあれか。全く通らないのは無理ですかね。

■：たどりつきませんのでね。

■：その一区間だけいるかなと。■から箸までが。

■：●したい量とか具体的な●。

管理者：そりや可能な限り。

■：直接あの、量的にはこれだけの量お願ひしたいというわけではありませんので、少しでもこの10市町村で共同で施設をやる中で、助けていただいてるという実績作りをしていただければありがたいなど。

管理者：うちももう純粋に今も■・■・■とこう来てますんで、ごみ量割合で受けさせていただいた分を負担いただくなっていうかたちだというふうには思つてます。

■：その事業者に出すのが高額になるんですか。その理屈づけですよね。だからそれがないと高額でちょっとでも負担減らしたいから共同でするから振り分けてっていうことで、どう説明するかですよね。

管理者：まあ広域の実がもうすでに上がってるっていう部分も込みですよね。おっしゃっておられるのは。

■：そうですね。広域の施設が少し遅れたという点もございますので、そのあたり少し、実際のところ職員というのは今やってる職員と■へ持つていく職員と比べると、そんなに額は変わらない。書類としては、イニシャルコストは別にして、ランニングコスト的にはあんまり変わらないということですので、高額になるがらという意味でもないんです。共同、広域で事業をお願いしてる中で相互助け合いをしてるというかたちをとっていただければありがたいなど。

■■■：その意味合いが一番つていうことです。

■■■：以前聞いたことがあるんですけど、■■■の方が地元からよその県の分まで取るなど
いうこと言われて難儀したという町があつたって聞いたんですけど、そういう事情やつた
ら。

■■■：期限が天理。

管理者：一時的にはいいけれども、永続的にはあかんと言われたというのが某町でたしか。

：だからその理由の方が、結局うちちらでも受けやすいかなとは思うんですけど。

■■■：それも一理、理由としては有難いなとは思います。

：その方がいいですね。

■■■：理屈づけがきっちりしないと。

：●が通らへんもんやつたら。

■■■：お金の話ではないです。

管理者：なくつて、その■■■の理解を得るために予定外に延びちゃった部分もいささかでも
軽減する努力をやっぱり組合全体としてやっていく必要があるというような話で、できる
んであれば。

：その方がいい。

：うちも受け入れる体制としたらやりやすいかなと思うんです。

管理者：だからあとはどれだけっていうのとか、条件面とルートですね。というのがあると思う
ので、一旦今日はこれを情報の共有としてさせていただいて、あとそれぞれ持ち帰つてい
ただいて■■■と協議ということでよろしいでしょうか。

■■■：今日はお願ひだけさせていただいて。

■■■：私もちよつと担当課の方から聞いてまして、■■■が老朽化してるんでできるだけと
いうか協力させていただくということで話してますんで、数量についてはまた■■■さん

と。

局長：これにつきましては担当者の方で、それぞれの市町村の事情っていうのを調べていただくようにはお願いしてるんですけども。

管理者：ではそういう形で新施設できるまでもいい形が作れたらと思いますんで、よろしくお願ひします。

■：よろしくお願ひいたします。

管理者：その他皆様の方からその他事項はいかがでしょうか。無ければ事務局の方から配っていただけます？いらん話で恐縮なんんですけど、だいぶ実際には先の話だということで静かにしていようということでお話をさせていただいた奈良モデルの関係なんですが、弁護士等と相談をする中でも、事実関係とどういうやりとりがあったのかっていうのが一応ちゃんとまとめて共有しといたほうがいいよというお話がございましたので、これまでの関係資料含めて今配らせていただいております。開けて頂いて一番最初のページのところが、ほんとに去年の秋すぎにあった部分なんでございますけれども、最初は県の前樹田部長さんの方から奈良モデルについて疑義があるというお話がいきなりきて、その後なぜ借地になったのかというようなことを鑑定書がこうですとか、あるいは地元との覚書がこうなってますっていうご説明をさせていただき、12月に運営協議会で今実はこんな話がきますというようなことをさせていただいたわけでございます。その後もやりとりがある中で、じゃあ今まで我々は決して県に黙ってやっていたわけではなく、古くは天川サミットの時の資料からずっと借地っていうことは共通理解だったですよね、ということを示すための資料提出などもさせていただいたところでございます。例えば、資料編の方ですね。

補佐：資料編の中の資料7のところ。

管理者：緑のところに資料編というのがございます。そこに結構平成26年時ぐらいからの私と■とのやり取りだったり、地元とのやり取りの中で借地っていうような話がずっとでておるとか、あるいは旧の山辺のほうですね、当時の■・■・■とこういう経緯になってますっていうことでやり取りさせていただいたようなものがズラズラっとあるんですが、このA3で途中で挟んでおります物ですが、資料6のところでも入ってますね。

補佐：天川サミットの前に担当者会議をさせていただいたので。

管理者：一番最初平成27年の6月の時点で、担当者会議の中で、私と■と各市町村の皆さんで話をさせていただいたときから、ここは地権者さんの関係で賃貸借になりますってい

うような話をしております。その次に A 3 で今結構見ていただいている資料自体が、天川サミットの時に知事も出席をされていた会議でお配りをした資料でございまして、当時からご覧いただいている方もいれば初めて見たという方もいらっしゃると思いますが、2. の候補地のところなんですが、こういうええ場所があるんですっていうところで、このあたり 3. の 1 個前の 2 行見ていただいたらと思うんですが、[REDACTED] から賃借することで合意をしてるんですよということを言わせていただいてます。なので、ほんとに一番最初の知事自身参加されるところから、土地は抑えられるということ自体についてですね、賃借が前提でこの話が進んできてるということだということでございます。そのあとも折に触れて色々なところで賃借賃借というのはいっぱい出てきておりまして、我々としては去年の秋に突然電話がかかってくるまでは、この賃借という「ポイント」によってこの事業が不適切な進め方をしてるんじゃないかというような指摘は一度も受けたことはなかったというふうに記憶をしております。地元とのやり取りの中でもいっぱい出てくるんですけども、買い取ったらどうやみたいなことも言われたりしたことあるんですが、それは無理ですっていうふうにお答えをさせていただいてたり、あとはその地元との覚書の中だったりでも、永続的にここあるんじゃないでしょうね、というときに更新のない賃借なんで、必ずどきますというような話を我々はしてきておりまして、単に地権者との話だけでなく、やはり施設が永続化されるんじゃないかという地元の懸念に対して答える時にも、その賃借というところがポイントになってるんだということは、重ねてもうしあげてるところでございます。その後の運営協議会でも説明させていただいておりますが、弁護士の見解のところが一番最初の方に、すみません、戻っていただいて、この 1 枚ものの経緯の次のページ、資料 1 というところなんすけれども、よく宗教法人なんだけしからんということが言われるんですけども、弁護士の見解として別に民間だろうと [REDACTED] だろうと、収益物件であるところに借地料支払うのは当たり前だということ。ただ組合鑑定と [REDACTED] と実際はあったので、そりや裁判をされたら裁判が成立しないかというと、成立しないことはないだろうけども、きちんと説明をしてこれは理解を得られられる範囲だろうというような指摘でございました。その間県と色々やり取りもありまして、買い取れということを地権者に働きかけよということだったんで一応今年の最初にはダメだろうと思いつつ、[REDACTED] の方にに向いた結果、やっぱり断られましたということをお話もさせていただきましたし、県の資料からの方で書いてしまってるんですけど、途中 [REDACTED] と [REDACTED] のところにも [REDACTED] がお話に行かれたというような記述がございます。そのうえで、今年の奈良モデルの補助金ですね、そこから切られるのかというふうになると、それは計上はしてるというようなことは言っていただいておりまして、なので弁護士さんからは最終的には資料 5 ですね、ちょっとわかり辛くて申し訳ないんですが、一番最初の資料 2、3、4 と統いて資料 5 です。これが組合として取り得る対抗手段です。万が一唐突にこの奈良モデルのものが知事は義務的な経費ではないので、裁量だと政策的判断でいつでも無くせるということをおっしゃるわけなんですけれども、これまでに平成 28 年から事業費分としてこの奈良モデルの補助金っていうがずっと出されてきてると。それで事業計画段階と施設計画段階は一体的なものというふうに考えられるので、何か合理的な理由があればともかく一方的に仮に止められるということは手続き上ありえないはずであると。それがもし

仮にあったとするならばこの地方自治法にあります、第 251 条の自治紛争処理委員にかけるとか、その 2 にあります調停、あるいはさらに不服であつたら 251 条の 6 に訴訟というところがあるので、訴訟をすりやいいんだというお話であります。ただこれはあくまで腹づもりの話であって、今すぐにこういうかたちで表立って争う必要はないというふうに思っておりますし、というのは令和 3 年度予算でまだ執行がされたわけじゃないんですけども、部長の口を通じては県としてはこの借地のまんまだつたらだめなんだと。だから買う努力を続けるということを言ったかたちにはなっておるんですけども、令和 3 年度の県予算にはこれが入っておるということは、一応県庁という組織体と県議会との関係でいえばまだこれに奈良モデルを当て続けるという外的行為はとっとるわけなんで、その執行が静かに行われるのを見守っておるという状況でございます。なので、今の段階から突然執行が止まるとかいうことになれば、その時点でどうするかとか、あるいは各市町村議会でも何か説明をする必要があると思うんですけども、今は間接的にそういうことを言ってこられたり立ち話的に言わわれはった先輩方もあると思うんですけども、行政機関が行う何か処理として止められたわけではないということですね。なので現段階では静かにしどうというふうに思ってるわけでございます。ただし皆様方にもどういう資料で今までどういう経緯でっていうところがやはり代替わりされてるところだったりもありますんで、一応共有はさせていただいて、この形でうちも置いといて、令和 8 年ぐらいに無事に物事が進むことを期待をしておりますけれども、共有だけさせていただけたらというのが今日の趣旨でございます。何かご質問等ございますでしょうか。

：重たいの持つてかえらなあかんな。

管理者：20 億ぐらいの話なんで決してごみ量割合で割っていくとはい、軽い話ではないんだというふうに思いますし、今まで国への予算要望の時に県資料自体に奈良モデルの筆頭案件っていう形でこれが載つてましたんで、借りてるっていうことを知らなかつたとかっていうのを突然言わることもあるんですけど、そんなはずはないと。個人としても組織としても我々が借りてるということを知らなかつたはずはないと。かつ賃料も発生して払つてるので、賃料がどうとかっていう部分についても完全に社会に対してオープンにやっておりますんで、密かに積み増してたとかっていうと問題やと思うんですけど、そんなことは一切ないということでございます。

：これせやけど市長、本来奈良モデルって土地がどうのこうのっていうのは関係ない話ですか

管理者：おっしゃるとおりです。

：要は広域化してやることでどれだけの経済効果があるんやと。ここが一番いうたら肝の部分なので、なんでその部分にえらいこだわりはるかっちゅの、ちょっと我々も理解ができんところですねんけどね。

管理者：ですからその[REDACTED]もずっと言つてはったんは、国の補助金も土地取得の部分でいうのはそもそも対象でないし、どういうかたちで土地を押さえてるかっていうことは要件にもなってないんであると。国の補助金の対象になったものについて、その地元負担が生じる部分の一部を補助するのが奈良モデルっていうかたちで整理をしてきたので、国の例えば補助要件に載らない案件について奈良モデルがつくっていうことはないわけですけども、国の補助がでそれで起債の償還が始まるところにっていうところからしたら、土地は関係なかつたんでせつてっていうことはだいぶ説明はしてくれはつたようあります。ただ法律上、県が必ず出すっていうことに義務付けられているものでは確かになくて、政策的におつくりになつたものではあるので、出さなかつたらダメっていうことではないんだけど、かつそのなんにも知らない人が、[REDACTED]に対して公金で買い取つたら済む金額よりも60年全部合算したら3倍くらいの金額になるっていう話だけ聞いたら、確かに違和感をもつ人がいないかというといるとは思うんですけども、そのことと経緯だったり法的な整理だったり行政機関から見ておかしいっていうのはこれは別問題かなとは我々は思っております。

[REDACTED]：これまあどうなろうとわからんけどな、この前からこの点で話するんやけど、結局こなんもめても誰も得せへんやん。

管理者：おっしゃるとおりです。

[REDACTED]：誰も得しませんねんでこれは。なんでそれだけ意地もつてくるのかなっていうのがよくわかりにくいけどね。なんにもそんな意地もつてどうのこうのって言い合いするような話ではないと思うしね。

管理者：昨日も言葉使いには気をつけたつもりですけど。いらんこというからです。

[REDACTED]：昨日市長えらい気つかって丁寧にしゃべってはるなと思って聞いてたんやけど。

管理者：とはいえですね、なんか色々言うてるのにみんながいてご本人がいらっしゃる前になつたら言わんのかっていうのも不誠実かなと思ったんで、色々言う以上は表の場でも一応言うべきことは、自分が考えてることは言わせていただくという趣旨で昨日は言ったのがあります。

[REDACTED]：あれはあれで意見としてはそんで、市長会を代表しておっしゃってるねんからあんでもええとは思うけど、まあ[REDACTED]からも色々話聞いたり、またみんなで[REDACTED]も入つてもぐれやつたけど、話してるんやけど結果考えてよう落ち着いて考えて、これもめて最終的にどうなるかって別にしても、誰も得せん話やのね。

管理者：はい、と思いますし、本市の案件ならともかくこれはやっぱり 10 市町村の事務組合の話なので。

：これおかしなたらこれ必ず各市の議会が県を批判しますわ。

管理者：まあ、と思いますし。

：それでええのかっちゅう話ですわ、これ。いきなりそんなんちょっと納得させられませんでこれ。それぞれの議会が。

管理者：今でも水道とか色々進めようとしてるやつも、なんか都合悪なったら話急に変えられるということになつたら安心してできなくなっちゃうんで。

：まあ元々奈良モデルで県が支援するからみんな声かかって 10 市町村集まって進んだ、その条件を覆されたらほんとに信用失くしてしまいますよね。

：元々今回の話でも土地なんか関係ない話やのになんでその部分にえらいこだわって聞いてるとか聞いてないとか、そんな話になるんかな。

管理者：借りた先が █████ だったんで、そっちもちょっとあんまり快く思っておられないっていうところもあって。

：やからダメっていうのも理屈にはならないですよね。

管理者：それが █████ だとかつていいたらあれなんですけど、偶然地権者だたっていうことと、本件の場合初めからこれ地権者がいっぱい地元の人がいるような案件だったらたぶんまとまらなかつたんです。█████ が一括でどんと持つてるところをうちが押さえちゃつたんで、地元からしたら反対だったけれどももう押さえられちゃってるんで、しゃーないというプロセスでして、なので █████ だからあかんということでは、逆に言うと宗教法人が持つてたからできた案件ではございました。なのであくまで情報共有でありますけれども、静かに肅々と見守つていただけたらというふうに思っております。

：まああれやな、ちょっとしばらく騒がんと、騒がんとちゃんと様子見とくちゅうのが。我々知事にいらんこと言うこともないから。

：言いようがない。

：ただまあ利回り 5 % やったかな、これが若干高いのではないかと。

管理者：だから、うちが貸したり県が貸したりっていうときに4%っていうところに鑑定意見としても、嫌悪施設だたりとか、その後の使えなくなっちゃうわけですから、その土地自分が、とかっていうので1%乗せてきてると、色々なところの他の参考価格みたいなものを組み合わせて鑑定書が出てきてるんで。

：どうもそのへんに色々な考え方があるんかなと。私個人的にはそういう気もせんではないんやけどな。

管理者：4%でもですね、60年かけたら240%になるんで、その240%だったらいいけど300%がダメっていうのはあまり理屈には。

局長：だからね、5%が法定外の高さであれば問題なってくるかわかりませんけども、それ以外の範囲であれば幅がありますんで、ましてや_____の鑑定士さんですので、そのへんは_____に配慮して出しておられるところあると思いますけども、違法ではないやろと。

管理者：_____に聞いても、やや高いか安いかっていうたらやや高いかなと気もするけど違法の範疇ではないっていうのが反応でしたね。

局長：そうですね、はい。

：_____か？

局長：うちは_____にとっておりますんで。

：まあだいたい上下の幅あるからな。せやから今市長がおっしゃってるこの上下の幅のこの範疇であれば別段問題ないわけですやん。それは我々かてわかつてるんやけど、その知事の物の考え方としてね、その辺がどうもこだわってはるのかなと。

管理者：たぶん借地ということそのものがまず全般としてけしからんということに、相手が_____だったっていうのが強烈にきてるっていう。

：公共事業やるのに借地はやっぱり知事にとっては反対みたいですね。

管理者：はい。

：基本的な考え方として。

管理者：それはわかります。

■：だから組合としてはその指摘を真摯に受け止めて、公有化を図る努力をすると、それを続けるということでおいいのではないかと。

管理者：だから折に触れて、うちの方からぼちぼち買い取らせていただいていいでしょうかといふ話は、これはしていったらいいと思うんです。それは■にも言いました。1回けんもほろろに断られましたけど。

■：それをその姿勢を貫いといていただいたらいいのではないかという気はします。

管理者：まあその地元の要素もあるっていうのは、ちょっとご理解いただけたらと思います。■では、全部じゃないんですけど、売るなっていうことをやっぱり■に要望にいかれた自治会長もいましたんで、その理由は売られてしまうと60年たった時にやっぱりここでまたやりますと言われたときに止められなくなる、そういう理由だったんです。ですからうちも最終処分場だったら■でもずっとお世話になってますけど、やっぱり借りてやってますし、一部そこに地元対策の要素が加わってるのにこれはどこも色んな案件でもあるかなと思いますし、■が今回やられてる案件でも一部は実際借りておられるところなんで、借りることがよりだから買った方がベターかもしれませんけど、買えんかったらあかんっていうこととは違うんだろうという部分でございます。

：設置期限のある施設は借地でもいいというのは通常ですかかいね、道路や公園で借地するのはおかしいですけど。

管理者：という流れでございまして、ご理解いただけたら。

局長：今回のこの資料どうさせでもらい、お渡しとりますか、それが撤収させてもらいましょうか。

■：どっちでもええけど。

管理者：一応どつかロッカーの端にでも置いといていただけると、うちがなんというか勝手に情報共有せずに握ってたということではないということで、町長マル秘なんかデスクとか棚があったらその端にでも飾つといてもらえたらしいかなと。

■：あんまりマル秘●。

管理者：そしたら本日は以上とさせていただきます。最後ちょっとといらん話がついてしまいましたけども、着実に事業進んでいけるように頑張ってまいりますんで、またどうぞよろしくお願いいいたします。

局長：ありがとうございました。

以上